

盛岡市貸切観光バス運転士雇用促進支援金給付要領

令和 5 年12月27日 市長決裁

令和 6 年 5 月 7 日 一部改正

令和 7 年 1 月30日 一部改正

令和 7 年 6 月30日 一部改正

(目的)

第 1 この要領は、原油価格の高騰及び貸切観光バスの運転士不足により、観光需要の増加に伴う貸切観光バスの運行が困難な状況にある貸切観光バス事業者に対し、貸切観光バスの運行維持に資するため、予算の範囲内で貸切観光バス運転士雇用促進支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、貸切観光バス運転士の雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 貸切観光バス運転士 貸切観光バス事業者が雇用した運転士であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月15日までの間に雇用されたものであること。

イ 期間の定めがない労働契約又は 1 年以上の期間の定めがあり、かつ、当該期間の更新を予定している労働契約に基づき雇用されたものであること。

ウ 第 4 の規定による申請書の提出の時点において、継続して雇用されているものであること。

(2) 貸切観光バス事業者 道路運送法（昭和26年法律 183号）第 4 条第 1 項の規定による一般旅客自動車運送事業（同法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業に限る。以下同じ。）の経営の許可を受けた者のうち、別表に掲げる事業者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 市の区域内に主たる事業所又は営業所があること。

イ 市税を滞納していないこと。

ウ 法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人又は同条第 6 号に規定する公益法人等でないこと。

エ 政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体でないこと。

オ 宗教法人法（昭和26年法律第 126号）第 2 条に規定する宗教団体でないこと。

カ 役員又は使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がいらないものであること。

(支援金の額)

第 3 支援金の額は、貸切観光バス運転士 1 人につき40万円とする。

(給付の申請)

第 4 支援金の給付を受けようとする貸切観光バス事業者は、盛岡市貸切観光バス運転士雇用促進

支援金給付申請書に次に掲げる書類を添えて令和8年3月16日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し
 - (2) 道路運送法第4条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し
 - (3) 誓約書兼同意書
 - (4) 貸切観光バス運転士雇用状況申告書
 - (5) 貸切観光バス運転士に係る労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第4項の書面の写し
 - (6) 貸切観光バス運転士に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第9条第1項の雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （給付の決定）

第5 市長は、第4の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付の可否を決定するものとする。この場合において、支援金の給付を決定したときは盛岡市貸切観光バス運転士雇用促進支援金給付決定通知書により、不給付を決定したときは盛岡市貸切観光バス運転士雇用促進支援金不給付決定通知書により、貸切観光バス事業者に通知するものとする。

（支援金の給付）

第6 市長は、第5の規定により支援金の給付を決定したときは、速やかに支援金の給付を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第7 市長は、必要があると認めたときは、支援金を給付した貸切観光バス事業者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。

（支援金の返還）

第8 市長は、支援金の給付を受けた貸切観光バス事業者が次に掲げる場合に該当したときは、支援金の返還を求めるものとする。ただし、倒産、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により支援金の給付を受けた場合
- (2) その他支援金の給付が適当でないと市長が認めた場合

（補則）

第9 この要領に定めるもののほか、支援金の給付に必要な事項は、市長が定める。

第10 この要領は、令和7年6月30日から施行する。

別表（第2関係）

区分	事業者名	
貸切観光バス事業者 (7者)	小川タクシー株式会社	株式会社ヒノヤタクシー
	東日本交通株式会社	日本高速運輸株式会社
	株式会社ローカルサービス	株式会社城北商事
	有限会社フヂクラドライブクラブ	